

横浜市環境影響評価条例施行規則等の一部改正について（概要）

1 趣旨

環境影響評価法の改正に伴い、横浜市環境影響評価条例の一部を改正しました（平成 24 年 12 月 28 日公布、平成 25 年 4 月 1 日一部施行、7 月 1 日全部施行）。

この条例改正では、市民の皆さんが、環境影響評価に関する図書の内容について一層理解を深めていただくことができるよう、新たに事業者による方法書説明会の開催を追加しました。

また、環境影響評価法施行令の改正により、風力発電施設が環境アセスメントの対象となったことを受け、本市においても風力発電施設を環境アセスメントの対象に追加しました。

これらの追加に関し、「横浜市環境影響評価条例施行規則」、「横浜市環境配慮指針」及び「横浜市環境影響評価技術指針」の一部を改正し、必要な事項を追加しました。

2 改正の概要

(1) 横浜市環境影響評価条例施行規則

ア 方法書説明会の開催に関する事項として、事業者が提出する書面の記載事項や届出事項を新たに規定しました。規定する事項は、準備書説明会と同様の事項としました。

イ 風力発電施設を環境アセスメントの対象とするため、規模要件、方法書の提出時期、軽微な修正の要件に必要な事項を追加しました。

(ア) 規則第 3 条及び第 4 条で定める規模要件を次のとおり設定しました。

	第 1 分類事業の要件	第 2 分類事業の要件
風力発電施設を新設する場合	出力が 5,000 キロワット以上であるもの	出力が 3,800 キロワット以上 5,000 キロワット未満であるもの
風力発電施設を増設する場合	出力が 5,000 キロワット以上増加するもの	出力が 3,800 キロワット以上 5,000 キロワット未満増加するもの

※第 1 分類事業：必ず環境アセスメントの手続を行うもの。

第 2 分類事業：第 1 分類事業に準ずる規模（第 1 分類事業の 75% 以上）で、環境アセスメントの要否を個別に判断するもの。

【改正理由】

環境影響評価法施行令の改正により、出力 7,500 キロワット以上の風力発電施設は、法に基づく環境アセスメントを行う対象となりました。

このことを踏まえ、法対象の規模未満の風力発電施設であっても、環境に著しい影響を与えるおそれがあること、環境アセスメント手続の導入により事業計画の立案段階から市民の皆さんが情報を得られるようになること、さらに、法と条例とが一体となった環境アセスメント制度の運用が可能であることから、本市でも対象事業に追加するものです。

規模要件については、環境省で行われた「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」や他自治体の動向等を踏まえ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると考えられる規模を設定しました。

(イ) 規則第 17 条で定める方法書の提出時期は、火力発電施設と同様の規定としました。また、規則第 40 条で定める軽微な修正の要件は、「出力」と「対象事業実施区域の位置」としました。

(2) 横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針

風力発電施設の追加に伴う改定を行いました。

ア 風力発電施設を対象とするための一部見直し

【環境配慮指針】

- ・風力発電施設は建築基準法上の工作物にあたることから、別記「事業別の配慮事項 3 工場及び事業場等の建設 (11)」の用語を次のように整理しました。

現行	改定案
(11)街の個性や街並みの特徴を把握し、 <u>建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等</u> について、 <u>周辺建物との連続性や後背地との調和</u> を図る。	(11)街の個性や街並みの特徴を把握し、 <u>工作物外観の色彩や材質、工作物の形態・高さ等</u> について、 <u>周辺建物との連続性や後背地との調和</u> を図る。

(※下線部分が改定箇所)

イ 環境影響評価項目にシャドーフリッカーを追加

【技術指針】

- ・風力発電施設からのシャドーフリッカーによる周辺環境への影響が懸念されるため、環境影響評価項目「日照阻害」を「日影」に変更し、細目に「シャドーフリッカー」を追加しました。

現行			改定案		
環境影響評価項目	細目	環境影響評価項目の内容	環境影響評価項目	細目	環境影響評価項目の内容
日照阻害	日照阻害	工作物の設置によって発生する日照阻害	日影	日照阻害	工作物の設置によって発生する日影
				シャドーフリッカー	ブレードの影の回転によって地上に生じる明暗

(※下線部分が改定箇所)